



令和5年度第2回湘南東部地区保健医療福祉推進会議 資料8

令和5年度の病床整備事前協議について ～対象地域、申出受付期間及び公募条件について～

- 1 事前協議の目的
- 2 令和5年4月1日時点の既存病床数について
- 3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について
- 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件（案）について
- 5 今後のスケジュールについて

1 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

2 令和5年4月1日時点の既存病床数について

令和5年7月28日開催
第2回保健医療計画推進会議資料

<療養病床及び一般病床>

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引
	A	B	B - A
横浜	23,993	23,608	△385
川崎北部	3,796	4,115	319
川崎南部	4,189	4,776	587
相模原	6,545	6,302	△243
横須賀・三浦	5,307	5,098	△209
湘南東部	4,064	4,417	353
湘南西部	4,635	4,638	3
県央	5,361	5,333	△28
県西	2,809	3,092	283
合計	60,699	61,379	680

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について

- 基準病床数に比べて既存病床数が不足している4つの二次保健医療圏では、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）において意見聴取した結果、次のとおりであった。

二次保健医療圏	実施の要否	主な意見
① 横浜	実施する	特に意見なく、事務局案が承認された。
② 相模原	実施しない	<ul style="list-style-type: none">・昨今の建築費の高騰、医療従事者の確保に向けた課題を踏まえると増床は困難・新たに病床を整備するよりも休棟中の病床の精査が先ではないか・昨年度に81床を配分したが、これにより地域にどのような影響を与えるのかの確認も必要・8次計画に向けて基準病床数を見直すことから、その中で相模原地域の病床の検討を行うべき
③ 横須賀・三浦	実施する	<ul style="list-style-type: none">・中小病院は人材が不足しており、休床病床の再稼働もできない状況・休床病床について、何年も稼働できていないなら返上することも考える必要がある。この地域は回復期が明らかに足らず他地域に流出しているため、地域完結のために回復期の整備を検討すべき。
④ 県央	実施する	<ul style="list-style-type: none">・不確定であるが、手上げを希望したいという要望が地区病院協会にあった。・手上げの希望があれば、公募する方向で良いのではないかと

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件（案）について

○ 対象とする二次保健医療圏及び病床数

地域医療構想調整会議等の協議結果を踏まえ、令和5年度の事前協議の対象地域は、次の二次保健医療圏及び病床数としたい。

事前協議対象 二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C=B-A	事前協議 病床数
横 浜	23,993	23,608	△385	385
横須賀・三浦	5,307	5,098	△209	209
県央	5,361	5,333	△28	28
計	34,661	34,039	△622	622

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件(案)について

○ 病院開設等の申出受付期間について

申出受付期間は、令和5年10月6日から同年11月30日としたい。

申出資格は、病院等の開設者又は開設予定者

○ 公募条件について

- ・ 事前協議を実施する地域の公募条件は、別紙1、2、3のとおり。

5 今後のスケジュールについて

- 令和5年10月6日～11月30日 申出受付期間（公募）
 - 公募終了後
 - ・ 令和6年1～2月 配分可否の審査
（地域医療構想調整会議、保健医療計画推進会議での意見聴取）
 - ・ 令和6年3月 第2回医療審議会への報告
- ⇒ 知事が審査結果を決定

説明は以上です。

神奈川県知事 殿

横浜市 長



病院等の開設等に係る事前協議について (回答)

令和 5 年 7 月 31 日付医第 2076 号で照会のありました標記については、令和 5 年度第 1 回横浜市保健医療協議会における協議結果を踏まえて、次のとおり回答します。

- 1 横浜二次保健医療圏の病床の状況は、病院等の開設等に係る事前協議の対象とするに足るものと考えます。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜	385床

- 2 令和 5 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方
別紙のとおり
- 3 会議（令和 5 年度第 1 回横浜市保健医療協議会）の開催状況
 - (1) 開催日 令和 5 年 8 月 28 日（月）
 - (2) 場所 横浜市庁舎会議室

(参考) 第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議

開催日 令和 4 年 8 月 8 日（火）

場所 会場（神奈川県総合医療会館）と WEB の併用によるハイブリッド方式で開催

担 当：医療局地域医療部地域医療課
濱井・服部

電 話：045-671-2972

E-メール：ir-chiikiiryoushi@city.yokohama.jp

令和5年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方（案）

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

(1) 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とします。

(2) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期 機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

3 配分に当たっての考え方

(1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価を行います。

- ア 地域の医療需要との整合性
- イ 地域医療連携に係る調整状況とこれまでの実績
- ウ 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- エ 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。

- ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- イ 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ウ 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

別紙 2

令和 5 年 9 月 1 日

医療課長 様

鎌倉保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和 5 年 7 月 31 日付で照会のありました標記の件について、第 1 回三浦半島地区保健医療福祉推進会議における意見聴取の結果を別紙のとおり回答します。

問合せ先
企画調整課 半澤・小笠原
電話 0467-24-3900（内 221）

病院等の開設等に係る事前協議について（結果）

1 事前協議について

令和5年度は、既存病床数が基準病床数を下回る209床について、病院等の開設に係る事前協議を実施する。

2 公募条件は、次のとおりとする。

(1) 病床機能区分は、回復期を担うもの（表）とする。

（表）

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期 機 能	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

(2) 横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。

(3) 配分に当たっての考え方など

- ・病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- ・原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ・10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

令和5年8月30日

医療課長 殿

厚木保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和5年7月31日付で照会のありました標記のことについて、令和5年8月23日に開催した令和5年度第1回県央地区保健医療福祉推進会議において協議した結果、別紙の条件により不足28床について事前協議を実施することとなりましたので、回答します。

問い合わせ先
企画調整課 比留川、小峯
電話 046-224-1111 内 3212

令和5年度の県央二次保健医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る
公募条件について

- 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とします。
- 回復期機能を担う病床(地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床)を優先的な配分対象とします。
ただし、高度急性期機能を担う病床(ICU、HCU等)及び慢性期機能を担う病床(療養病棟入院基本料を算定する病床等)については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討します。
- 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行います。